

第168期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

場所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

目次

第168期定時株主総会招集ご通知	2	第168期事業報告	39
議決権の行使等についてのご案内	5	計算書類	84
インターネット等による議決権行使のご案内	6	連結計算書類	86
株主総会参考書類		監査報告書	88
第1号議案 剰余金の配当の件	8	株主総会会場のご案内	
第2号議案 定款一部変更の件	10		
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	20		
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	25		
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	33		
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	34		
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額および内容の一部改定の件	35		



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

足元の国内経済は、物価高や人材の不足感に加え、日本銀行のマイナス金利解除に伴う景気への影響、さらに世界各地における地政学リスクの顕在化など、不確実な状況が続いています。

北洋銀行グループの営業基盤である北海道も大きな変革を迎えています。「次世代半導体製造拠点」は試作ラインの稼働に向け大詰めを迎えており、これまでの北海道のウイークポイントとされていたものづくり産業のウエートの低さを今後一変させる可能性があります。加えて、全道各地で「再生可能エネルギーなどGX（グリーントランスフォーメーション）」の計画が進展しているほか、2024年1月には札幌市が国に対し「GX金融・資産運用特区」の提案書を提出し、今後10年間で150兆円に及ぶとされるGXの官民投資を北海道に呼び込もうという動きが始まっています。



取締役頭取 津山 博恒

北洋銀行グループでは、これまでの経済活動に加え、北海道に訪れているこの新たなチャンスをお客様で取り込み、その経済効果を全道に波及させ、お客様、地域、従業員、株主、そして当行が持続的に成長できるよう、北洋銀行グループの「企業価値の向上」について議論を重ねてまいりました。

私たちは、お客様・地域の発展のために「お客様本位」をこれまで以上に徹底し、リレーションを深め、顕在化したニーズのみならず潜在的なニーズを掘り起こし、課題を解決することで、北洋銀行グループの「社会的価値」と「経済的価値」の向上を両立させることが、当行の「企業価値の向上」につながると考えます。

これによってお客様や地域と共に成長し、その成長により当行の収益力を向上させ、株主の皆さまの負託にお応えしてまいります。

そして、そのすべてのベースとなるのが「人財」です。北洋銀行グループでは「地域社会のサステナビリティを支える人財」を創出すべく、2024年度より人事制度改革や必要な人財の質的・量的確保、人材育成の強化に取り組むほか、チャレンジできる企業風土への変革を通じて、従業員の成長の機会と働きやすい環境を整え、人的資本経営を実践してまいります。

北洋銀行グループは人財を磨き、お客様・地域、株主の皆さまからの信頼に応え続け、北海道の持続可能な未来のためにこれからも貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2024年6月

株主各位

証券コード 8524
(発送日) 2024年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月28日
札幌市中央区大通西三丁目7番地
株式会社北洋銀行
取締役頭取 津山博恒

第168期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第168期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「北洋銀行」または「コード」に当行証券コード「8524」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8524/tei/ji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、5頁の「議決権の行使等についてのご案内」および6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」
3. 目的事項
報告事項 1. 第168期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容
および計算書類の内容報告の件
2. 第168期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類の
内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額および内容
の一部改定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内（5頁から7頁もご参照ください）

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面とインターネット等で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。
- (5) 代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当行定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保する体制」② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東証ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

以 上

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時 受付開始：午前9時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

インターネット等で所定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては6頁をご参照ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時まで

株主総会運営等についてのご案内

- 当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。
- なお、会社法に定める株主総会資料（招集ご通知）の書面交付請求手続きを行われていない株主さまで、次回以降、同資料の書面での送付を希望される株主さまにつきましては、証券口座を開設されている証券会社または株主名簿管理人へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- 本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.hokuyobank.co.jp/>）にてお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

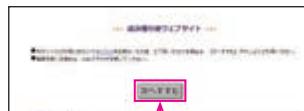
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、QRコードを再度読み取っていただき、右記の方法で再度議決権行使をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

皆さまのインターネット等による議決権行使を 北海道の生物多様性保全につなげます。

～議決権の電子行使により削減される郵送費用相当額を環境保全活動に役立てます～

当行では、北海道の生物多様性保全を目的として2010年に「ほっくー基金」を設立し、道内の希少種保護や生息環境整備などに取り組む様々な団体を助成金により幅広く支援しております。

本年から、インターネット等による議決権のご行使（書面のご返送以外の電子行使）により削減される郵送費用相当額を「ほっくー基金」に拠出させていただきます。

株主の皆さまの議決権行使を環境保全活動につなげる取組みであり、主旨をご理解いただき、電子行使のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

- ほっくー基金助成先：2023年度は「ほっくーコース（助成上限100万円）」9先、「トムコース（助成上限10万円）」12先の計21先に総額550万円を助成しております。



2023年度の助成先
は当行HPにてご覧
いただけます



【助成事例】羽幌みんなでつくる自然空間協議会 ビオトープ公園「自然空間はぼろ」の解放水面再生事業



(写真:池周辺に繁茂する水生植物の刈り取り)

■ビオトープ公園「自然空間はぼろ」にある開放水面を生き物でにぎわう空間へと再生し、子供たちをはじめとする地域住民が多様な生き物と触れ合い、身近な自然環境について学ぶことができる場所にするため、水環境が悪化している「ひょうたん池」と「せせらぎ池」の排水、浚渫、池周辺に繁茂する水生植物の刈り取り作業や、ビオトープ公園の見学会や自然観察会、茅葺屋根を作る体験会等のイベントを開催し、自然環境の復元や生物多様性の重要性を知ってもらうと共に、地域住民と協力して池の再生事業を実施しています。

北海道の希少動物と自然環境の保護につながる、インターネット等による電子行使を是非ご活用ください

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当を含めた業績連動配当制度や自己株式の取得などにより、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2024年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,930,540,555円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
普通株式 2024年6月27日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき5.0円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき10.0円となり、2023年5月15日に公表した配当予想どおりとなります。

なお、2024年度（2025年3月期）以降の配当につきましては、安定配当を維持しつつ、配当金の施策を配当性向に一本化し、株主の皆さまにも分かりやすい体系とします。また総還元性向^{*}の目安を50%とし、柔軟かつ機動的な自己株式の取得により、株主の皆さまへの利益還元の更なる充実を図ってまいります。

※ 総還元性向 = (年間の配当金総額 + 自己株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

<株主還元方針の変更内容>

	項目	内容
変更前	普通配当金	安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円を予定。
	業績連動配当金	通期の親会社株主に帰属する当期純利益が150億円を上回る場合に、その超過額の30%を目途にお支払する予定。
	自己株式の取得	年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目途とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後に、自己株式を取得する予定。なお、年間の配当額が親会社株主に帰属する当期純利益の40%を上回る場合には、自己株式の取得は行わない予定。

	項目	内容
変更後	普通配当金	安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円配当を維持しつつ、配当性向を30%以上とする。
	業績連動配当金	－（廃止）
	自己株式の取得	自己資本比率の水準、業績見通しや外部環境などを勘案し、年間の配当額と自己株式の取得額の総額は、親会社株主に帰属する当期純利益の50%を目安とし、自己株式の取得は柔軟かつ機動的に実施する。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当行は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組むため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。
- これに伴い、当行定款につきまして、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、監査等委員会設置会社は、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができることから、経営の意思決定および業務執行の更なる迅速化を可能とするべく、該当する規定の新設を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように、規定の変更を行うものであります。なお、会社法第460条第1項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 <条文省略>	第1章 総 則 第1条～第4条 <現行どおり>
第2章 株 式 第5条～第9条 <条文省略>	第2章 株 式 第5条～第9条 <現行どおり>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会<u>の決議により定め</u>、これを公告する。</p> <p>③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当銀行の株主権の行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会<u>の定める株式取扱規則による</u>。</p> <p>第12条 <条文省略></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 <条文省略></p> <p>第20条 削除</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会<u>の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>、これを公告する。</p> <p>③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当銀行の株主権の行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会<u>の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による</u>。</p> <p>第12条 <現行どおり></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 <現行どおり></p> <p><削除></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="278 213 616 238">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="167 255 278 281">(員 数)</p> <p data-bbox="149 299 656 325">第21条 当銀行の取締役は、<u>14名以内とする。</u></p> <p data-bbox="402 414 492 439"><新設></p> <p data-bbox="167 500 278 526">(選 任)</p> <p data-bbox="149 541 742 601">第22条 当銀行の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="208 651 742 858">② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="208 798 742 858">③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p data-bbox="893 213 1232 238">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="783 255 893 281">(員 数)</p> <p data-bbox="765 299 1362 400">第20条 当銀行の取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)を除く)は、<u>7名以内とする。</u></p> <p data-bbox="822 414 1327 439">② <u>当銀行の監査等委員は、6名以内とする。</u></p> <p data-bbox="783 500 893 526">(選 任)</p> <p data-bbox="765 541 1362 642">第21条 当銀行の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="822 651 1362 858">② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="822 798 1362 858">③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第24条 <条文省略></p>	<p>第23条 <現行どおり></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役頭取1名を選定し、また、取締役会長および取締役副会長各1名、並びに取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員を除く)の中から取締役頭取1名を選定し、また、取締役会長および取締役副会長各1名、並びに取締役副頭取、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>第26条 <条文省略></p>	<p>第25条 <現行どおり></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第29条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第30条 <条文省略></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集は、各取締役に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役全員の同意あるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第29条 <現行どおり></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第31条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当銀行は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当銀行は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p>
	<p>第31条 当銀行は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第32条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名または記名押印する。</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第32条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</p>
<p>第33条 <条文省略></p>	<p>第33条 <現行どおり></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p>
<p>第34条 当銀行は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>第34条 当銀行は、監査等委員会を置く。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(員 数)</u> 第35条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(選 任)</u> 第36条 当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(任 期)</u> 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>(常勤の監査役) 第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第35条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><u>(監査役の報酬)</u> 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第40条 <u>監査役会</u>の招集は、各<u>監査役</u>に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役会</u>は、<u>監査役全員の同意</u>あるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(運 営)</p> <p>第41条 <u>監査役会の運営</u>については法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>の定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第42条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第43条 <u>監査役会</u>の議事は、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査役</u>はこれに署名または記名押印する。</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>の招集は、各<u>監査等委員</u>に対して会日の3日前に通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款のほか、<u>監査等委員会</u>の定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第39条 <u>監査等委員会</u>の議事は、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査等委員</u>はこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u> 第44条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 会 計 監 査 人 第45条～第47条 <条文省略></p> <p>(報 酬 等) 第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第49条 <条文省略></p> <p>(剰余金の処分) 第50条 当銀行の剰余金は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分する。</p> <p>(剰余金の配当) 第51条 当銀行の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なう。</p>	<p><削除></p> <p>第6章 会 計 監 査 人 第40条～第42条 <現行どおり></p> <p>(報 酬 等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算 第44条 <現行どおり></p> <p>(剰余金の処分) 第45条 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に定める事項を決定することができる。</p> <p>(剰余金の配当) 第46条 当銀行の剰余金の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なう。</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第52条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第53条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第2条 <条文省略></p>	<p>② 当銀行の剰余金の中間配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行なうことができる。</p> <p>③ 当銀行は前2項のほか、基準日を定めて、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第47条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第2条 <現行どおり></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性を確保するため、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しています。

なお、本議案につきましては、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性	担当
1	やす だ みつ はる 安 田 光 春	取締役会長	再任	グループ統制、秘書室
2	つ やま ひろ のぶ 津 山 博 恒	取締役頭取 (代表取締役)	再任	人事部、リスク管理部
3	ます だ ひと し 増 田 仁 志	専務取締役	再任	本店営業部本店長委嘱
4	やま だ あきら 山 田 明	取締役	再任	法人推進部（同部長委嘱）、ソリューション部 （同部長委嘱）、地域産業支援部、国際部、融資部
5	よね た かず し 米 田 和 志	取締役	再任	経営企画部、営業店サポート部（同部長委嘱）、リテール推進部、ローン統括部、デジタル・マーケティング部、アドバイザー部
6	こう べ とし あき 神 戸 俊 昭	社外取締役	再任 社外 独立	—

候補者番号

1

やすだ みつはる

安田 光春

(1959年10月5日生)

再任



略歴、当行における地位

1983年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
2013年6月 同 執行役員融資第一部長
2014年6月 同 取締役経営企画部長
2016年6月 同 常務取締役
2018年4月 同 取締役頭取
2024年4月 同 取締役会長（現任）

所有する当行の株式数

121,200株

取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

取締役在任年数

10年

重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役として、法人推進本部長、営業戦略部、フィナンシャル部門の担当役員を務めたのち、2018年4月から2024年3月まで頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

つやま ひろのぶ

津山 博恒

(1968年2月17日生)

再任



略歴、当行における地位

1991年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2019年4月 同 執行役員経営企画部長
2020年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
2021年6月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長
2023年6月 同 常務取締役
2024年4月 同 取締役頭取（現任）

所有する当行の株式数

14,500株

取締役会への出席状況

10回/10回（100%）

取締役在任年数

1年

取締役候補者とした理由

経営企画部長、帯広中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2023年6月から常務取締役として、経営企画部・人事部等の担当役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。2024年4月より頭取に就任し、当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ますだ ひとし

増田 仁志

(1964年10月30日生)

再任



略歴、当行における地位

1987年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
2017年4月 同 執行役員苫小牧中央支店長
2019年4月 同 常務執行役員帯広中央支店長
2021年6月 同 常務取締役
2022年6月 同 専務取締役（現任）

所有する当行の株式数

28,800株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

取締役在任年数

3年

取締役候補者とした理由

苫小牧中央支店長、帯広中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2022年6月から専務取締役として、本店営業部本店長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。お客さまに寄り添いながら、当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

4

やまだ あきら

山田 明

(1966年7月2日生)

再任



略歴、当行における地位

1990年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2019年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
2020年3月 同 執行役員本店営業部副本店長兼法人営業部長
2020年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
2022年4月 同 常務執行役員法人推進部長兼ソリューション部長
2022年6月 同 取締役（現任）

所有する当行の株式数

11,800株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

取締役在任年数

2年

取締役候補者とした理由

本店営業部副本店長、函館中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、取締役として、法人推進部長ならびにソリューション部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

5

よね た かず し
米田 和志 (1965年3月27日生)

再任



所有する当行の株式数

16,000株

取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2020年6月 同 執行役員ソリューション部長
2021年6月 同 常務執行役員ソリューション部長兼法人推進部長
2022年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
2023年6月 同 取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

ソリューション部長、法人推進部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、取締役として、営業店サポート部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

こう べ としあき
神戸 俊昭 (1964年1月9日生)

再任

社外

独立



所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

10回/10回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

1988年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1997年12月 同 退職
2002年10月 弁護士登録
2006年10月 神戸法律事務所開設
2009年1月 弁護士法人神戸法律事務所開設
2014年10月 弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所に名称変更 代表社員 (現任)
2018年6月 日本グランド株式会社社外取締役 (現任)
2023年6月 当行社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員、日本グランド株式会社 社外取締役
取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として第一線で活躍しており、法務に関し豊富な経験と専門的知見を有しております。当行はコンプライアンス経営を最優先に取り組んでおり、引続き取締役会等において法務リスク、コンプライアンスに加え企業法務実務を通じた経営への積極的な提言や建設的な議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 神戸俊昭氏当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 保険料は全額当行が負担しております。
 - ・ 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。
 - ・ 当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 神戸俊昭氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 神戸俊昭氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 神戸俊昭氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（後掲、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、同氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
なお、当行は神戸俊昭氏が代表社員を務める弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所および同氏が社外取締役を務める日本グランド株式会社と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。
 - ④ 神戸俊昭氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性を確保するため、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しています。また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性	担当
1	おしのひとし 押野均	常勤監査役	新任	—
2	にし た なお き 西田直樹	社外取締役	新任 社外 独立	—
3	たに ぐち まさ こ 谷口雅子	社外取締役	新任 社外 独立	—
4	た はら さく よ 田原咲世	社外取締役	新任 社外 独立	—

(注) 田原咲世氏の戸籍上の氏名は、池田咲世であります。

候補者番号

1

おし の
押野

ひとし
均 (1962年8月4日生)

新任



所有する当行の株式数

26,600株

監査役会への出席状況

16回/16回 (100%)

監査役在任年数

3年

略歴、当行における地位

1985年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2014年6月 同 監査役室長
2016年4月 同 法務コンプライアンス部長
2017年4月 同 執行役員監査部長
2018年10月 同 常務執行役員監査部長
2021年6月 同 常勤監査役 (現任)

取締役候補者とした理由

監査役室長、法務コンプライアンス部長などを歴任し、2017年4月から執行役員、2018年10月から常務執行役員監査部長、2021年6月から監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務に関する高い知見と内部監査やコンプライアンスに係る豊富な経験を活かした実効性の高い監査の遂行および経営の監督により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

にした なおき
西田 直樹

(1959年4月21日生)

新任 社外 独立



所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

4年

略歴、当行における地位

- 1982年4月 大蔵省東海財務局入局
- 2001年7月 金融庁監督局総務課協同組織金融調整官
- 2003年7月 同 監督局総務課監督企画官
- 2006年7月 同 監督局総務課信用機構対応室長
- 2008年7月 同 監督局銀行第二課長
- 2012年7月 同 監督局総務課長
- 2014年7月 同 総務企画局審議官
- 2018年7月 財務省北陸財務局長 (2019年7月退任)
- 2020年6月 当行社外取締役 (現任)
- 2022年6月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構社外取締役 (現任)

取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

金融庁で協同組織金融調整官や銀行第二課長、総務企画局審議官などを歴任し、地域密着型金融の取組みや地域金融機関の経営戦略に精通しております。金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、当行および地域の持続的成長に向け、引続き取締役会等において当行の将来像についての議論や経営の監督への貢献が期待できるとともに、客観的・中立的な監査の遂行による経営の健全性確保への貢献も期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

たにぐち

谷口

まさこ

雅子

(1960年12月11日生)

新任

社外

独立



所有する当行の株式数

16,700株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

4年

略歴、当行における地位

- 1990年10月 中央新光監査法人入所
- 1994年3月 公認会計士登録
- 2007年8月 新日本有限責任監査法人入所
- 2010年7月 札幌国税不服審判所国税審判官
- 2013年7月 谷口雅子公認会計士事務所開設 (現任)
- 2013年8月 税理士登録
- 2013年12月 監査法人銀河入所
- 2016年4月 北見工業大学監事
- 2016年4月 札幌市立大学監事 (現任)
- 2017年8月 監査法人銀河代表社員 (現任)
- 2020年6月 当行社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

監査法人銀河 代表社員

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士・税理士の業務に長年従事しており、財務・会計に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、取締役会等において財務リスクや企業会計の観点からの経営への積極的な提言や、経営の監督への貢献を期待できるとともに、客観的・中立的な監査の遂行による経営の健全性確保への貢献も期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者番号

4

た はら さくよ
田原 咲世

(1968年6月21日生)

新任 社外 独立



略歴、当行における地位

- 1994年4月 旧労働省入省
- 1998年4月 厚生労働省北海道労働局女性労働者福祉専門官
- 2006年4月 同 職業安定部需給調整指導官
- 2008年4月 社会保険労務士登録 北桜労働法務事務所開設（現任）
- 2012年8月 北広島市都市計画審議会委員
- 2023年6月 当行社外取締役（現任）

所有する当行の株式数

－株

取締役会への出席状況

10回／10回（100%）

取締役在任年数

1年

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

社会保険労務士の業務に長年従事しており、企業の労働環境や人事制度に関する専門的知見を有しております。その豊富な経験と知見を活かし、引き続き取締役会等において人財育成やダイバーシティへの取組みにおける積極的な提言や人財戦略の議論を通じ、経営の監督への貢献を期待できるとともに、客観的・中立的な監査の遂行による経営の健全性確保への貢献も期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

(注) 田原咲世氏の戸籍上の氏名は、池田咲世であります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに田原咲世氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、当行は3氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
- 役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- ・保険料は全額当行が負担しております。
 - ・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。
 - ・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条の3第4項に定める事項
- ① 西田直樹氏、谷口雅子氏、ならびに田原咲世氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 西田直樹氏、谷口雅子氏、ならびに田原咲世氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 西田直樹氏、谷口雅子氏ならびに田原咲世氏は、独立性判断基準（次頁に掲載）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、3氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、3氏の選任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
- なお、当行は谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。
- ④ 西田直樹氏および谷口雅子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。また、田原咲世氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

<ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外取締役は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
 - (1) 上記1～5に該当する者
 - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
 - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（監査等委員である社外取締役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

<ご参考>

取締役会スキルマトリックス（第168期定時株主総会后予定）

氏名・職位・性別				スキル		経験と専門性							
				企業経営 ガバナンス	コンサル ティング	SX・GX	IT・DX	地域振興	人的資本	金融 マーケ ット	法務 コンプラ イアンス	財務会計	リスク 管理
取 締 役 会	安田 光春	取締役会長	男性	○	○	○		○	○		○	○	○
	津山 博恒	取締役頭取 (代表取締役)	男性	○	○	○	○	○	○			○	○
	増田 仁志	取締役副頭取 (代表取締役)	男性	○	○			○					○
	山田 明	常務取締役	男性	○	○	○		○		○			○
	米田 和志	常務取締役	男性	○	○	○	○	○		○		○	
	神戸 俊昭	社外取締役	男性	○							○		
	押野 均	取締役 監査等委員	男性	○	○					○		○	○
	西田 直樹	社外取締役 監査等委員	男性	○				○			○		○
	谷口 雅子	社外取締役 監査等委員	女性	○						○		○	○
	田原 咲世	社外取締役 監査等委員	女性	○						○		○	

(注) 上記一覧表は各取締役ならびに監査等委員が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

<銀行ビジネスを支える上で必要な知識・経験・能力>

企業経営・ガバナンス	企業経営及びサステナビリティに係る課題に取り組むための関係構築や解決に関する先進的かつ専門的な知識、経験、能力を有している
人的資本	人財育成、報酬・給与、福利厚生等の人事全般、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関する専門的知見や実務経験を有している
金融マーケット	金融環境、市場運用、国際業務に関する専門的知見や実務経験を有している
法務コンプライアンス	法制度・各種規制に関する専門的知見や実務経験を有している
財務会計	公認会計士等の財務・会計の専門的な資格や、経理・財務部門における実務経験を有するなど、財務・会計について十分な知見を有している
リスク管理	企業活動全般に関するリスクマネジメント、危機管理体制の構築に関する専門的知見や実務経験を有している

<お客さまへの提供価値を実現させるために必要な知識・経験・能力>

コンサルティング	事業成長の提案、SX・DXサポート、スタートアップ発掘・育成などの法人向けのソリューションに関する知識・経験・能力を有している
SX・GX	SX・GXの進展など経営環境の変化に対応した新事業やサステナブルローン、ファンド投資などに関する知識・経験、能力を有している
IT・DX	利便性向上に資する商品開発や生産性向上のためのアライアンス形成につなげる知識、経験、能力を有している
地域振興	地域と成長産業との連関や基幹産業である観光・食への波及を通じたサステナブル社会の実現に関する知識、経験、能力を有している

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当行の取締役の報酬等の額は、2012年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、年額340百万円以内と決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額310百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。）と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数や経済情勢等も勘案しつつ、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

また、事業報告「2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載の＜取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等＞について、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員である取締役の員数や経済情勢等も勘案しつつ、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額および内容の一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬の一部改定を相当とする理由

当行は、2018年6月26日開催の第162期定時株主総会において、社外取締役および国外居住者を除く取締役を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき現在に至っております。今般、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員会設置会社に移行いたしますが、本制度の対象者が従前のままですと、監査等委員である社内取締役も本制度の対象に含まれてしまうことから、社外取締役および国外居住者に加え、監査等委員である社内取締役も対象外とする改定を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、上記のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な内容は第162期定時株主総会においてご承認いただいた内容のとおりであることに加え、取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役を除く。）の員数や経済情勢等も勘案しつつ、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。

また、事業報告「2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載の＜取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等＞について、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く。以下「取締役」という。）に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は後記(2)以降のとおり。）

項目	本制度の内容の概要
①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・当行の取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く。）
②本制度の対象となる期間（後記(2)のとおり。）	・連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）
③当行が拠出する金員の上限（後記(2)のとおり。）	・3事業年度を対象として拠出する金員の上限は300百万円
④取締役に交付等がなされる当行株式等の数の上限（後記(3)のとおり。）	・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、600,000ポイントであり、3事業年度からなる対象期間を対象として取締役に交付等が行われる当行株式等の総数の上限は1,800,000株 ・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数（600,000株）の発行済株式総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.15%
⑤当行株式の取得方法（後記(2)のとおり。）	・当行株式は、株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得予定
⑥業績達成条件の内容（後記(3)のとおり。）	・毎事業年度の業績目標（親会社株主に帰属する当期純利益等）の達成度に応じて変動
⑦当行株式等の交付等の時期（後記(4)のとおり。）	・取締役の退任時 ※取締役が死亡した場合は、死亡時点で当該取締役に付与されているポイントの累積値に応じた当行株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度からなる対象期間を対象とします。なお、現在、2024年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）のために設定した信託が存在するため、本議案による改定直後の対象期間は、2024年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

当行は、対象期間ごとに300百万円を上限とする金員を、当行の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第4段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得します。当行は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、延長後の信託期間の開始日の属する事業年度以降の3事業年度が新たな対象期間となります。当行は延長された信託期間ごとに、300百万円の範囲内で追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付等がなされる当行株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役に対して、当行が別途定める株式交付規程に基づき、以下のポイント算定式をもとに算出される、取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」が付与されます。取締役の退任時には、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等が行われます。

(固定ポイント)

固定ポイントの株式報酬基準額^{*1} ÷ 平均取得単価^{*2}

(業績連動ポイント)

業績連動ポイントの株式報酬基準額^{*1} ÷ 平均取得単価^{*2} × 業績連動係数^{*3}

※1. 「固定ポイントの株式報酬基準額」および「業績連動ポイントの株式報酬基準額」は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定します。

※2. 本信託による当行株式の平均取得単価。信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当行株式の平均取得単価となります。

※3. 業績連動係数は、業績目標（親会社株主に帰属する当期純利益等）の達成度に応じて変動します。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

取締役が付与される1事業年度あたりのポイントの総数は600,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、前記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しており、現在の当行の取締役に対する報酬支給水準、当行の取締役の員数の動向と今後の見込み、当行の取締役の業務執行の状況および貢献度、当行の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(4) 取締役に対する当行株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、前記(3)に基づき算出される累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの50%（単元未満株式は切上げ）に相当する数の当行株式について交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当行株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が信託期間中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役が国外居住者となった場合は、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 当行株式に関する議決権

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

第168期（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、クレジットカード業務、投資信託・保険商品の販売業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

<金融経済環境>

当連結会計年度におけるわが国の経済は、このところ足踏みが見られますが緩やかに回復しています。個人消費は、実質雇用者所得に持ち直しの動きが見られるものの、物価上昇の影響もあって足元では持ち直しに足踏みが見られます。設備投資は、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により下押しが見られるものの、ソフトウェア投資の増加により持ち直しの動きが見られます。輸出は、アジア向けが弱含みとなり持ち直しの動きに足踏みが見られます。

物価面では、国内企業物価指数は年度後半にかけて前年比横ばいで推移しました。消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は、緩やかに上昇しました。金融面では、無担保コールレートはマイナス金利で推移してきましたが、金融政策の変更を受けて年度末にかけてプラスに転じました。新発10年物国債利回りは、一時1.0%目前まで上昇しましたが、年度末にかけて0.7%台半ばで推移しました。対ドル円相場は、年度初め131円台前半で始まりましたが、期間中は円安基調で推移し年度末には151円台前半となりました。

次に北海道経済を見ますと、一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直しています。住宅投資は、減少しています。設備投資は、持ち直しています。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも緩やかに持ち直しています。公共投資は、増加しています。観光関連は、来道客やインバウンドの増加により回復しています。雇用情勢は、人手不足感が強まっています。

<事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行の社会的責務は、北海道の持続可能な未来のために貢献することであると考えております。お客さま本位を徹底し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に対し、金融仲介機能の発揮はもとより、グループの総力を結集した多彩なサービス・ソリューションの提供に努め、結果として当行グループの企業価値の向上につながるよう、様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、次のような営業成績となりました。

① 主要勘定残高

2024年3月末の貸出金は7兆5,498億円と前年比2,127億円減少（△2.7%）、預金・譲渡性預金は11兆1,090億円と前年比897億円増加（0.8%）いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

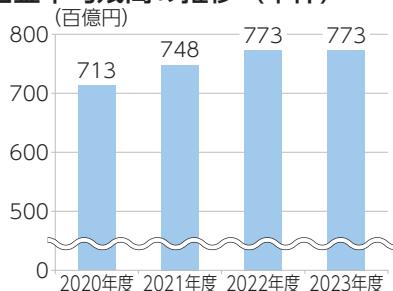
主要勘定残高（単体）

（単位：億円）

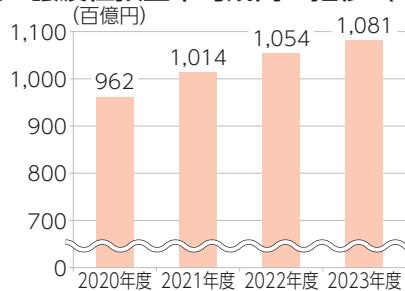
	2023年3月末	2024年3月末	増 減
総 資 産	124,859	132,029	7,170
貸 出 金	77,625	75,498	△2,127
有 価 証 券	15,894	23,833	7,939
預 金 ・ 譲 渡 性 預 金	110,192	111,090	897
純 資 産	3,913	4,291	377

ご参考

■貸出金平均残高の推移（単体）



■預金・譲渡性預金平均残高の推移（単体）



② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,066億円と前年比34億円の増加となりました。このうち資金運用収益は、有価証券利息配当金の増加を主因に729億円と前年比14億円の増加となりました。役務取引等収益は預り資産手数料の減少などにより238億円と前年比1億円の減少となりました。

経常費用は、888億円と前年比36億円の増加となりました。このうち営業経費は業務委託費や税金の減少を主因に630億円と前年比7億円減少しました。貸倒引当金繰入額につきましては、48億円と前年比1億円の増加となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は177億円と前年比1億円の減益、当期純利益は128億円と前年比23億円の増益となりました。

損益の状況（単体）

（単位：億円）

	2022年度	2023年度	増 減
経常収益	1,031	1,066	34
うち 資金運用収益	714	729	14
うち 役務取引等収益	240	238	△1
うち 有価証券売却益（注1）	38	57	19
うち 貸倒引当金戻入益	—	—	—
経常費用	852	888	36
うち 資金調達費用	15	10	△5
うち 役務取引等費用	126	136	9
うち 営業経費	638	630	△7
うち 有価証券売却損・償却（注2）	13	35	21
うち 貸倒引当金繰入額	46	48	1
経常利益	178	177	△1
当期純利益	105	128	23

（注）1. 株式等売却益＋債券売却益・償還益

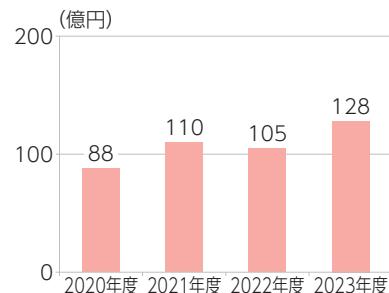
2. 株式等売却損・償却＋債券売却損・償還損・償却

ご参考

■経常利益の推移（単体）



■当期純利益の推移（単体）



③ 自己資本比率、ROE

2024年3月末の自己資本比率（国内基準）は、算出方法の変更（注3）もあり14.07%を計上、引続き十分な健全性を確保しております。

ROE（当期純利益ベース）は、3.12%と前年比0.48ポイント上昇いたしました。

自己資本比率、ROE（単体）

	2023年3月末	2024年3月末	増減
自己資本比率（国内基準）	11.48%	14.07%	2.59%
ROE（当期純利益ベース）	2.64%	3.12%	0.48%

(注) 1. 自己資本比率は、「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。

2. ROE（当期純利益ベース） = $\frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産}^{\ast} + \text{当期末純資産}^{\ast}) \div 2} \times 100$ ※ 新株予約権を除く

3. 2024年3月末より、最終化されたバーゼルⅢを適用し、自己資本比率を算出しております。

④ 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

2024年3月末の銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は、大口貸倒引当金の計上により前年比87億円増加しておりますが、与信額に占める割合は1.22%と、引続き十分な財務の健全性を確保しております。

銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権残高（単体） (単位：億円)

	2023年3月末	2024年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	346	354	8
危険債権	330	427	96
要管理債権	178	160	△17
三月以上延滞債権	5	2	△3
貸出条件緩和債権	172	158	△13
合 計	855	942	87
（与信額に占める割合）	(1.07%)	(1.22%)	(0.15%)

⑤ 有価証券の評価損益

2024年3月末の有価証券の評価損益は、940億円の評価益と前年比399億円増加いたしました。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	2023年3月末	2024年3月末	増減
その他有価証券	541	940	399
株式	877	1,370	492
債券	△280	△463	△183
その他	△55	33	89
日経平均株価(円)	28,041.48	40,369.44	12,327.96
長期国債利回(%)	0.320	0.725	0.405

⑥ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

連結経常収益は、1,331億円と前年比63億円の増加となりました。連結経常費用は1,145億円と前年比50億円の増加となりました。

この結果、連結経常利益は186億円と前年比12億円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益も128億円と前年比31億円増加いたしました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は、14.42%となりました。

ご参考

■経常利益の推移（連結）



■親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



⑦ 営業施策

当行は、経営理念に掲げている「お客さま本位を徹底」した、深度あるコンサルティング営業を中心に、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に沿った最適なサービスやソリューションの提供を通じて、多様な課題の解決に積極的に取り組んでおります。

【個人のお客さまに向けた取組み】

若年層や資産形成層を中心にNISAやiDeCoといった定時定額積立型投資のご提案のほか、InstagramなどのSNS、Web広告を通じたプロモーションの展開、金融リテラシー向上に役立つ情報を発信しております。また、「北洋証券」との連携を強化し、お客さまの高度化・多様化する資産運用ニーズにお応えしております。

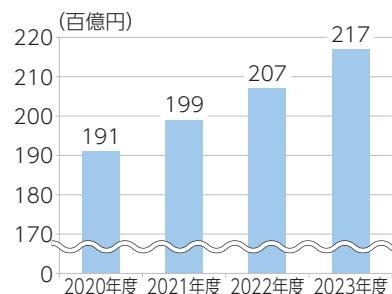
個人ローンでは、脱炭素の取組みに資する資金に限定した「ゼロカーボン応援プラン」の住宅ローン・マイカーローン・リフォームローンの取扱いを開始するなど、ローンを通じた環境保全の課題解決に積極的に取り組んでおります。また、振込や残高照会等の日常的な銀行取引をスマートフォンから安心・便利にご利用できる個人ポータルアプリ「北洋銀行アプリ」の提供を開始し、デジタル技術を活用して、お客さまへ利便性の高い商品・サービスの充実に努めております。

【法人のお客さまに向けた取組み】

本部内に「事業成長サポートグループ」を新設し、従来取り組んできた「事業性理解」を発展させ、お客さまが描く将来ビジョンの実現のための「事業成長サポート」に取り組んでおります。また、法人コンサルティング業務全般を担う「北海道共創パートナーズ」との連携を強化するなどグループの総力を結集し、お客さまの経営課題解決に向けた、広範かつ高度なコンサルティングを提供しております。

ご参考

■ 個人貸出金平均残高の推移



ご参考

■ 道内法人貸出金平均残高の推移



グループ会社との連携による取組み



(注) M&A受託件数、人材紹介成約件数、コンサルティング成約件数の合計

【地域の活性化に向けた取組み】

当行グループは、「再生可能エネルギーなどのGX」「次世代半導体製造拠点の進出」といった成長期待分野への投融資をリーディングバンクの責務として積極的に行っていく使命があると考えます。

当行は、2023年6月に発足した「Team Sapporo-Hokkaido」に参画し、北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」の指定を通じた規制緩和や税制優遇等により、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資、及びこれに呼応した世界中からの投資を北海道・札幌に呼び込むため、積極的に活動しております。

次世代半導体製造拠点進出は、道内経済への波及効果が10兆円を超える試算が出されるなど、北海道にとってこれまでにないビッグプロジェクトとなっています。北海道の産業構造変革への大きな原動力になるとともに、道内事業者にとってはビジネスにおける千載一遇のチャンスであり、当行では頭取直轄組織「成長戦略企画室」を中心に、正確で鮮度の高い情報やソリューションメニューを提供すべく、全行あげての推進体制を整備し、工場が建設される千歳市や関係団体に行員を派遣するなど、積極的に取組みを進めております。

また、道内の地方公共団体や信用金庫・信用組合も含めた金融機関・大学など、産学官金の連携を拡充させながら、地域の優位性や資源を活かした産業の振興、革新的な新事業の創出など、地方の意欲的な取組みを支援しております。包括連携協定締結先である道内大学を対象とした「道内大学ブランド食品フェア」を開催したほか、道内企業と大学教職員の交流会を開催し、人材不足で悩んでいる道内企業の新卒者採用支援にも取り組むなど、産学金の連携を強化しております。

北海道の成長のドライバーとなる「スタートアップ」への資金支援として、従来の融資やファンドによる出資に加え、スタートアップに特化した基金の取扱いを新たに開始しております。

〔その他の取組み〕

北海道の基幹産業である農業・食品分野に対する取組みとして、道産食品 EC モール「collesho」を開設したほか、道内児童養護施設に牛乳贈答券や北海道米、北海道産のてん菜糖を使用したお菓子を寄贈するなど、北海道産農畜産物の消費拡大に取り組んでおります。

また、地銀最大の規模となる「TSUBASAアライアンス（注）」による協業を強化しており、スケールメリットを活かした金融サービスの向上や、新ビジネスの創出、業務共同化による効率化を進めております。

2023年度は、地域金融機関として、企業の課題解決などを通じて地域に貢献するとともに、地域最大のアライアンスを生かし、未来に向けてさらに発展していくため、アライアンスのスローガンとして『地域とともに未来へはばたく』を制定しました。引続き連携の幅を拡大させ、経営統合に匹敵する効果を追求してまいります。

(注)TSUBASAアライアンス：2024年3月末現在、千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行および当行の10行が参加する地銀広域連携の枠組みです。



⑧ サステナビリティへの取組み

当行グループでは、「サステナビリティ方針」のもと、「ESG（注1）取組方針（注2）」「SDGs（注1）に係る重点取組テーマ」および「環境・社会に配慮した投融資方針（注3）」「北洋銀行グループ人権方針（注4）」を掲げ、様々な活動に取り組んでおります。当行と子会社6社がSDGs宣言を制定し、グループ全社で持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

（注1） ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとったもので、企業の持続的成長にはESG課題への取組みが不可欠であるとの考え方が世界的に広がっています。

SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で2015年の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための2016年から2030年までの国際目標です。

（注2） 59ページに全文記載

（注3） 60ページに全文記載

（注4） 61ページに全文記載

【サステナビリティ方針】

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。

経営理念

サステナビリティ方針

ESG取組方針

1. 環境方針
2. 社会貢献方針
3. ガバナンス方針

SDGsに係る重点取組テーマ

1. お客さまとの共通価値の創造
2. 環境保全
3. 医療福祉
4. 教育文化
5. ダイバーシティ

■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

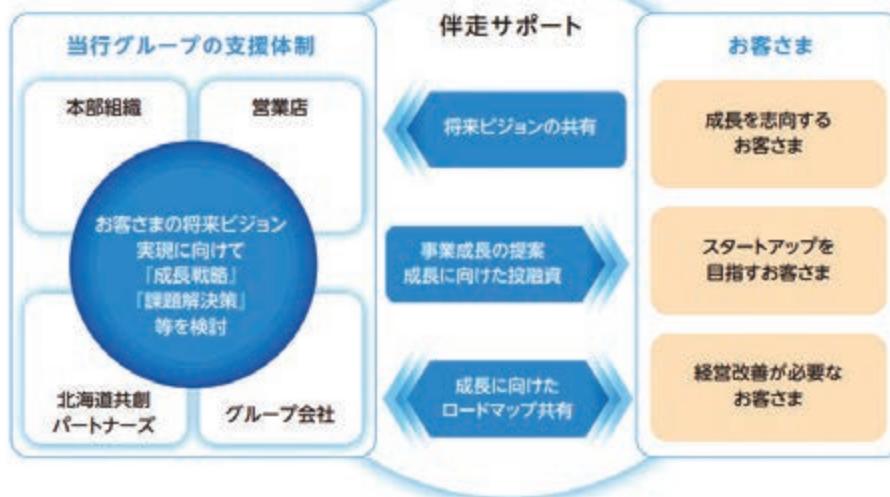
1. お客さまとの共通価値の創造

事業性理解に基づく融資や各種ファンドの活用による金融仲介機能の円滑な発揮、地方創生や起業・創業・販路拡大・事業承継等、お客さまのニーズに応じた多様なソリューションの提供、ならびにそれらを活用した、地域の強みである食・観光分野および課題であるモノづくりへの支援を通じて、お客さまとの共通価値を創造し、北海道経済の持続的成長に貢献してまいります。



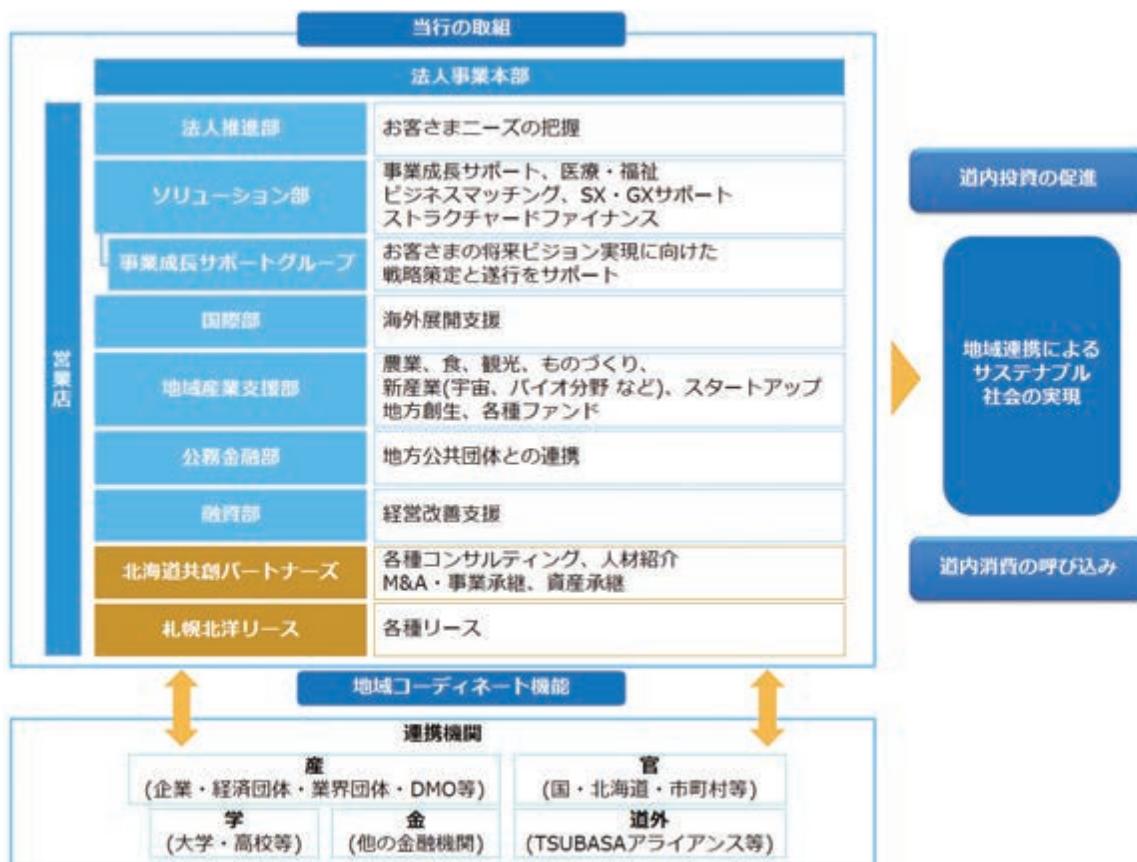
当行は、定量的な財務資料のみに頼ることなく、お客さまの事業内容や業界環境などを的確に把握・分析し、成長性や持続性を理解する「事業性理解」に取り組んでまいりました。

急激な外部環境の変化に対応し、持続的な成長を遂げていくことがお客さまの重要な課題となっている中、従来の「事業性理解」を発展させた「事業成長サポート」に取り組み、お客さまが描く将来ビジョン実現のため、当行グループが一丸となり、より高度なサポートを行ってまいります。



当行グループでは、お客さまとの共通価値の創造に向けて、北海道の強みである「農業」「食」「観光」分野や経営者の高齢化に伴う後継者不足による「M&A・事業承継」分野のほか、ものづくりや海外事業などの分野に専担者を配置し、営業店と本部・グループ会社間で情報を共有しながら、外部機関・他の金融機関・地方公共団体とも連携し、積極的な事業支援を行っております。

今後も、地域と連携した新産業・成長産業の取組みを強化し、道内投資の促進と道内消費を呼び込み、サステナブル社会の実現に貢献してまいります。



■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

2. 環境保全

省エネルギー等への全行的取組みによる自行の環境負荷低減、多様な金融商品を活用した環境配慮型企业・環境成長分野へのサポート、ならびに北海道の生物多様性保全に取り組む個人・団体への助成等により、北海道の自然環境の維持・保全に貢献してまいります。



当行は、持続可能な地域社会・環境の実現に対する社会的な意識の高まりを受け、2021年5月にサステナビリティ方針を策定するとともに「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」提言への賛同を表明し、2023年12月には「自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD)」提言への賛同も表明しています。今後も提言に沿った態勢整備を進め、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めてまいります。



(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。2015年12月に金融安定理事会 (FSB) により設立された、気候変動リスク・機会の情報開示を推奨する国際的な支援組織。



(注) Taskforce on Nature-related Financial Disclosuresの略。2021年6月に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)、国連開発計画(UNDP)、イギリスの環境NGO Global Canopy、および世界自然保護基金(WWF)により発足した国際イニシアティブ。

ガバナンス

頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、気候変動をはじめとする環境問題への対応等について協議を行います。推進状況は取締役会へ報告し、取締役会による監督が適切に図られるよう体制を整備しております。

戦略

機会

お客様の脱炭素社会への移行を支援するファイナンス(サステナビリティ・リンク・ローン、グリーンローン等)やソリューション(SDGsコンサルティング等)の提供を通じて、金融・非金融の両面から、低炭素・脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

リスク

気候変動に伴うリスクとして移行リスクと物理的リスクを以下の通り認識しており、引き続きTCFD提言が推奨するシナリオを活用した分析を実施し、各リスクの定量的な評価を進めてまいります。

移行リスク	法規制リスク	炭素税等、CO ₂ 排出に関する規制強化等（中期～長期）
	技術リスク	既存製品の低炭素技術への入替に係る投資の失敗等（中期～長期）
	市場リスク	消費者行動の変化、原材料コストの上昇等（中期～長期）
	評判リスク	特定セクターへの非難等（短期）
物理的リスク	急性リスク	洪水等の増加、異常気象の深刻化（短期～長期）
	慢性リスク	平均気温の上昇、海面上昇（長期）

炭素関連資産	「エネルギーおよびユーティリティ（注1）」セクターの当行貸出金等に占める割合は1.0%です。なお、2021年TCFD改訂付属書に基づく炭素関連資産（注2）の割合は12.4%です。
--------	---

(注) 1.石油精製・石油製品製造、ガス、石炭製品、大手電力会社等。水道事業者、再生可能エネルギー発電事業者は除きます。
2.「エネルギーおよびユーティリティ」セクターに「運輸」「素材・建築物」「農業・食料・林産物」セクターが追加されました。

シナリオ分析	TCFD提言では、気候変動のリスクに対する戦略のレジリエンスを示すために複数のシナリオに基づいた分析の実施を推奨しており、当行では移行リスクと物理的リスクについてシナリオ分析を実施しています。 シナリオ分析結果を当行のリスク低減やお客さまの脱炭素社会への移行に向けた対話の強化や支援につなげていくため、引き続き分析手法の高度化に取り組んでまいります。
--------	--

『移行リスク』

移行リスクについては、脱炭素社会への移行に伴うマクロ経済環境の変化によるお客さまの財務悪化を通じた信用コストへの影響を分析対象とし、TCFD提言等を参考に移行リスクが高いと考えられるセクターとして「エネルギー」「ユーティリティ」「鉄鋼」を特定し、分析を実施します。

分析にあたっては、NGFS（注）が公表する「秩序ある2050年脱炭素」「無秩序な移行」の各シナリオで想定する経済指標（実質GDP・長期金利・インフレ率等）からお客さまの将来にわたるデフォルト率の変化を予想し、信用コストへの影響を推計します。

リスク事象	脱炭素社会への移行によるマクロ経済環境の変化を通じてお客さまの財務が悪化することに伴う当行の信用コストへの影響
分析対象	エネルギー、ユーティリティ、鉄鋼セクター
シナリオ	NGFS（注）による「秩序ある2050年脱炭素」「無秩序な移行」シナリオ 2050年の脱炭素に向けて円滑に移行するケースと、2030年以降に脱炭素化が急速に進むケースの2通りで分析を実施
分析結果	2050年までの信用コスト増加額：累計で103～197億円

(注) 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク

『物理的リスク』

物理的リスクについては、洪水等の増加による担保物件の毀損並びにお客さまの事業停滞に伴う業績悪化を通じた信用コストへの影響を分析対象とします。

分析にあたっては、洪水ハザードマップ等のデータを活用し、洪水により一定水準の浸水被害が発生した場合の担保物件毎の毀損額並びにお客さまの事業停滞による業績への影響を推計します。

そのうえで、担保物件の毀損に伴う非保全与信額の増加並びにお客さまの業績悪化に伴う債務者格付の変化を踏まえた信用コスト増加額を推計します。

リスク事象	洪水等の増加による当行不動産担保の毀損やお客さまの事業停滞に伴う業績悪化
分析対象	道内事業性貸出先
シナリオ	IPCC（注）第5次報告書におけるRCP2.6（2℃シナリオ）およびRCP8.5（4℃シナリオ）
分析結果	2050年までの信用コスト増加額：最大で40億円程度

（注）気候変動に関する政府間パネル

リスク管理

当行は、気候変動に伴うリスクが将来的に当行の事業活動や財務内容に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。引き続き、当該リスクを分析・評価・把握し、統合的リスク管理の枠組みの中で管理する体制の構築を進めてまいります。

指標と目標

TCFD提言では、環境課題の解決に資する定量目標の開示が求められています。当行は、CO₂排出量を2030年度までに2013年度比80%削減し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。また、環境関連投融資の累計実行額目標を2022年7月に以下の通り設定・開示しました。2021年度から2023年度までの環境関連投融資累計実行額は3,125億円となっております。

項 目	内 容
環境関連投融資累計実行額目標	5,000億円
期 間	10年間（2021年度～2030年度）
投融資対象	環境保全や気候変動対応など環境課題の解決に資する投融資

北海道の生物多様性保全を目的として2010年に「ほくく一基金」を設立し、道内の希少種保護や生息環境整備などに取り組む様々な団体を助成金により幅広く支援しています。基金設立以来、8,540万円（延べ166先）を助成しました。

【写真】2023年度ほくく一基金助成先 羽幌みんなでつくる自然空間協議会 ビオトープ公園内にある開放水面の水質改善調査



2023年度からスマートフォンアプリ「ほくようスマート通帳」による通帳デジタル化に伴う紙通帳の印刷コスト相当額と、ほくく一の「LINEスタンプ」の販売収益を「ほくく一基金」の主な拠出原資としています。

また、北海道・札幌市・公益財団法人北海道環境財団と「北海道の生物多様性に係る覚書」を締結し、2023年4月に「SDGs（生物多様性）私募債」の取り扱いを開始しました。発行金額の手数料の一部を「北海道環境未来基金」へ寄付しています。覚書に基づき、「ほくよう生物多様性プロジェクト」を立ち上げ、「道内の生物多様性戦略」の推進に貢献する事業を実施します。

2023年7月にはZEH※水準以上の省エネ住宅を取得する場合に金利を優遇する住宅ローン「ほくようゼロカーボン応援プラン」を道内金融機関では初めて取扱開始しています。

今後も、北海道の生物多様性保全に貢献してまいります。

※ZEHは、Net Zero Energy Houseの略語。ZEHは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」のことを指します(出典:国土交通省ホームページ)。ZEH水準とは「断熱性能等級5」かつ「一次エネルギー消費量等級6」に適合することを指します。

■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

3. 医療福祉

少子高齢化の先進地域である北海道の実情を踏まえ、医療・福祉機関への経営面のサポートや道内医療大学との連携、ならびに障がい者支援等により医療福祉の充実に貢献してまいります。



地域医療支援の取組みとして、地元大学との連携による「道民医療講座」、北海道・地場金融機関との連携による「地域医療構想セミナー」、TSUBASAアライアンスによる「診療報酬・介護報酬改定セミナー」等の各種医療セミナーの開催や、行員による企業団体献血への協力を推奨しております。

また、子会社である北海道共創パートナーズをはじめとする外部専門家と連携し、民間医療機関や公的医療機関に対する経営コンサルティング等に取り組んでおります。

■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

4. 教育文化

貯蓄・投資を通じた安定的資産形成に資する金融リテラシーの向上を見据えた金融経済教育の推進、ならびに幅広い質の高い教育文化の振興に取り組んでまいります。



北海道の未来を担う子どもたちへの教育活動を、地域に根差した金融機関として重要な取組みと位置づけ、金融教育や育成支援に力を入れております。その一環として、2021年10月より、発行金額の一部を道内の子どもたち向け教育支援に充当する

「SDGs (教育) 私募債 (教育支援型)」の取り扱いを開始しております。

2023年度はSDGs教育教材として「SDGsチャレンジ!」を作成し、北海道教育委員会にもご協力をいただきながら、SDGsの普及促進に取り組んでおります。

また、昨年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことや高校の学習指導要領に「資産形成」が加わったことなど、金融教育に対する地域金融機関の役割が一層高まっていると捉え、2022年4月より、従来の金融教育をより充実させるべく「ほくよう金融教室」プロジェクトを開始しました。



小学生向けSDGs教育教材
「SDGsチャレンジ!」



本プロジェクトでは、道内大学生向け講義、新学習指導要領への対応が求められている高校教員向けのセミナー、PTA向けセミナー、小・中・高生向けの出前授業などに取り組んでおります。

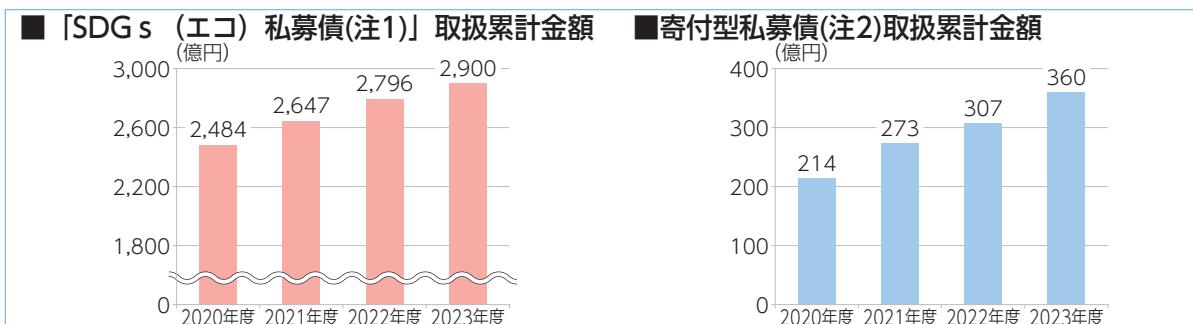
2023年度「ほくよう金融教室」対象者数 実績	延べ 18,125人
-------------------------	------------

次世代育成支援の取組みとして、中学生作文コンクールに2013年度より協賛しています。北海道の未来を担う中学生が日常の多彩な経験を活かし、自らの考えを発信していく有意義な取組みと考えております。2023年度のテーマは「私の推し」とし、漫画や劇、書道、楽器、スポーツなど、多種多様な「推し」を通じて得られた素敵な経験や気持ちについて作文にしてください、11,000点を超える応募がありました。

パラスポーツ支援の取組みとして、「SDGs（パラスポーツ応援）私募債」を取り扱っております。お客さまが私募債を発行される際に、発行金額の0.2%相当額を当行が「ほくく一障がい者スポーツ基金」へ拠出し、道内のパラスポーツに取り組む選手や団体等へ寄付するものです。2023年度は、3先へ総額120万円の助成金を贈呈いたしました。

芸術・文化の取組みとして、2012年から札幌交響楽団によるクラシックコンサートを道内各地で開催しております。フルオーケストラによる公演のほか、アンサンブルによるミニコンサートも実施しており、道民の皆さまに本格的なクラシック音楽をお楽しみいただいております。これまでに延べ約37,000名のお客さまをご招待しております。

ご参考



(注)1.SDGs (エコ) 私募債：2010年度（取扱開始）からの取扱累計額

2.寄付型私募債：①SDGs (パラスポーツ応援) 私募債 (2016年度～) ②北洋災害復興応援債 (2018年10月～2019年3月)
③SDGs (医療応援) 私募債 (2020年度～2023年8月) ④SDGs (教育) 私募債 (2021年10月～)
⑤SDGs (生物多様性) 私募債 (2023年度～) ⑥SDGs (ふるさと応援) 私募債 (2023年度～)
の合計取扱累計額

■ SDGsに係る重点取組テーマ

(対応するSDGs目標)

5. ダイバーシティ

ワークライフバランスの充実などにより、女性・シニア・外国人・障がい者を含む全ての人が能力を最大限発揮できる多様な働き方を提供し、職員一人ひとりが働きがいを感じられる組織づくりに取り組んでまいります。



人的資本経営に関する取組

人財への投資により、その価値を最大限に引き出すことが、中長期的な企業価値の向上につながるかと捉え、経営戦略に則り、「必要な業務」に「必要な人財」を適切に配置できるよう、高度人財の育成に取り組むとともに、従業員が安心して働ける環境や従業員の多様性を認め、尊重する環境の構築に取り組んでおります。

〔人財の育成〕

タレントマネジメントシステムを活用したスキルチェック等により、現在の人財のスキルレベル（質）と配置状況（量）を把握し、必要な人財の計画的育成に取り組んでおります。

お客さま本位を徹底し、お客さまのニーズに応え続けていくため、実践的なコンサルティング力強化研修や、専門性の高い外部講師による研修のほか、公募による外部出向など、業務スキルの向上を図っております。

また、北洋証券（証券業務）や北海道共創パートナーズ（コンサルティング業務）などグループ一体で、お客さまへのより良い提案や、研修・人事交流などを通じた職員の専門的能力向上に取り組んでおります。

【職員エンゲージメントの向上】

2024年度の給与について、職員エンゲージメント向上と急激な物価上昇等の職員の生活への影響に鑑み、お客さまの課題解決に最前線で取り組む若手・中堅職員の処遇を大きく引き上げ、支店長等を除く非経営職行員について、平均 4.9% (15,400 円) のベースアップ、定期昇給等を合わせると 6.5%の賃上げをいたしました。行員全体では平均 3.9%のベースアップ、定期昇給等を含むと 5.1%の賃上げとなります。また、多様かつ優秀な人財の確保を目的に大学卒業の初任給を225,000 円から、250,000 円に引き上げました。

制度面では、「コース転換制度」「夫婦帯同転勤制度」「勤務地変更制度」「半日有給休暇制度」「育児休暇制度」などのワークライフバランス関連制度を充実させるとともに、人事部内の「ダイバーシティ推進室」が中心となって、ダイバーシティ（多様性を認め尊重する取組み）の強化のため、各施策を実施しております。

2023年12月には、介護離職防止のため、外部専門家による相談窓口を開設いたしました。WEBセミナーや介護制度に関するガイドの発信等、介護と仕事の両立支援に取り組んでおります。

また、職員の4割を占める女性職員のキャリアアップやライフプランについての個別相談やキャリア形成支援を目的とした研修を実施し、上位職への登用を進めております。

これらの実績が評価され、「子育てサポート企業（プラチナくるみん）」（2018年）や、女性活躍支援法に基づく「えるぼし」3段階目（2016年）の認定を受けております。

北洋銀行グループとしての健康経営に対する考え方や取組姿勢を北洋銀行グループ「健康経営宣言」として明文化し、公表しております。また、「職場」「からだ」「こころ」各々の健康づくりに対する施策・効果を「健康経営戦略マップ」として「見える化」するなど、健康経営に積極的に取り組んでおります。2024年3月には「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に7年連続認定されております。

そのほか、上司部下の相互理解や信頼関係の構築のため、1on1ミーティングや役職員・職場のトピックスを紹介する行内SNSの積極利用など、行内のコミュニケーションの充実を図っております。



ESG取組方針

1.環境方針

美しく豊かな自然環境を維持し次世代へ継承していくことは、我々の責務であり、持続可能な地域社会の実現に不可欠であるとの認識のもと、事業活動を通じて環境負荷低減に貢献するとともに、生物多様性保全など地域が抱える環境課題の解決に取り組んでまいります。

2.社会貢献方針

当行は、地域金融機関として北海道経済の持続的成長に寄与することを責務と考え、金融仲介機能の円滑な発揮や多様なソリューションの提供に努めるとともに、様々なステークホルダー（利害関係者）が抱える社会的課題の解決に取り組んでまいります。

3.ガバナンス方針

様々なステークホルダーと確固たる信頼関係を構築し、より実効的なコーポレートガバナンスを追求していくため、独立社外役員の活用等による公正性・透明性の向上、ならびにコンプライアンス態勢のさらなる強化に取り組んでまいります。

環境・社会に配慮した投融資方針

北洋銀行グループは、「環境保全・社会貢献等に資する事業」と「北海道経済の成長・発展」を同時に実現するための投融資を積極的に推進します。

1. 環境・社会にポジティブな影響を与えると考えられる事業に対する取組方針

以下に例示する事業等に対しては、北海道経済の成長・発展に結びつくよう積極的に投融資してまいります。

- ・環境保全や気候変動対応など環境課題の解決に資する事業
- ・地域経済の持続的発展に資する事業（起業・創業・イノベーション創出・事業承継等）
- ・医療・福祉・教育・ダイバーシティの充実

2. 環境・社会にネガティブな影響を与えると考えられる事業に対する取組方針

以下に例示するような環境・社会に負の影響がある特定の事業への投融資については慎重に判断します。ただし、脱炭素社会実現に向けた移行期間（トランジション期間）の対応等については、積極的に投融資してまいります。

[石炭火力発電・石炭採掘事業]

新規の石炭火力発電所・炭鉱採掘を資金使途とする投融資は、原則として行いません。ただし、脱炭素社会実現に向けた移行期間（トランジション期間）における投融資については、発電効率の高度化や当地の安定的な電力供給などの観点から個別にその必要性を十分に検討したうえで投融資判断を行います。

[森林伐採事業・パーム油農園開発事業]

環境アセスメントの確認等が必要な森林伐採事業への投融資は、地域社会への影響について注意を払い、その必要性を十分に検討したうえで投融資判断を行います。また、パーム油農園開発事業への投融資は、国際的に認められている認証の取得状況などを考慮し、慎重に投融資判断を行います。

[非人道兵器製造事業]

クラスター弾や核兵器、生物・化学兵器、対人地雷などの非人道性を踏まえ、これらの製造事業に対する投融資は行いません。

北洋銀行グループ人権方針

北洋銀行グループ人権方針は、「サステナビリティ方針」を踏まえ、企業活動を通じて人権の尊重に取り組んでいくことをお約束するものです。

1. 国際規範の尊重

「国際人権章典」「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の国際規範を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、北洋銀行グループのすべての役職員に適用されます。

また、お客さまやサプライヤー等、あらゆるステークホルダーに対しても、本方針の趣旨を理解し、配慮していただくことを期待します。

3. 人権尊重に対するコミットメント

人種、民族、宗教、国籍、出身、社会的身分、信条、年齢、障がいの有無、身体的特徴、性別、性的指向や性自認、健康状態等を理由とした差別や、ハラスメント行為、強制労働や児童労働等の人権侵害、事業活動における先住民族や地域住民の人権侵害を容認しません。

雇用や職業におけるあらゆる差別の解消・撤廃に取り組むほか、結社の自由および団体交渉権を尊重します。

法令に従い、適切な労働時間と賃金等を確保することで労働者が健康かつ安全に働ける職場づくりに努めます。

4. 救済措置

役職員や、提供する商品・サービスが人権に対して負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済に努めます。

5. 啓発活動・教育

人権に関するあらゆる課題の解決に向け、幅広い人権啓発活動や継続的な教育により、役職員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めていきます。

6. 管理体制

サステナビリティ委員会において、人権に関する取組みの状況についての報告を行い、人権尊重の取組みの向上・改善に努めます。また、必要に応じて本方針にかかる見直しの検討を行います。

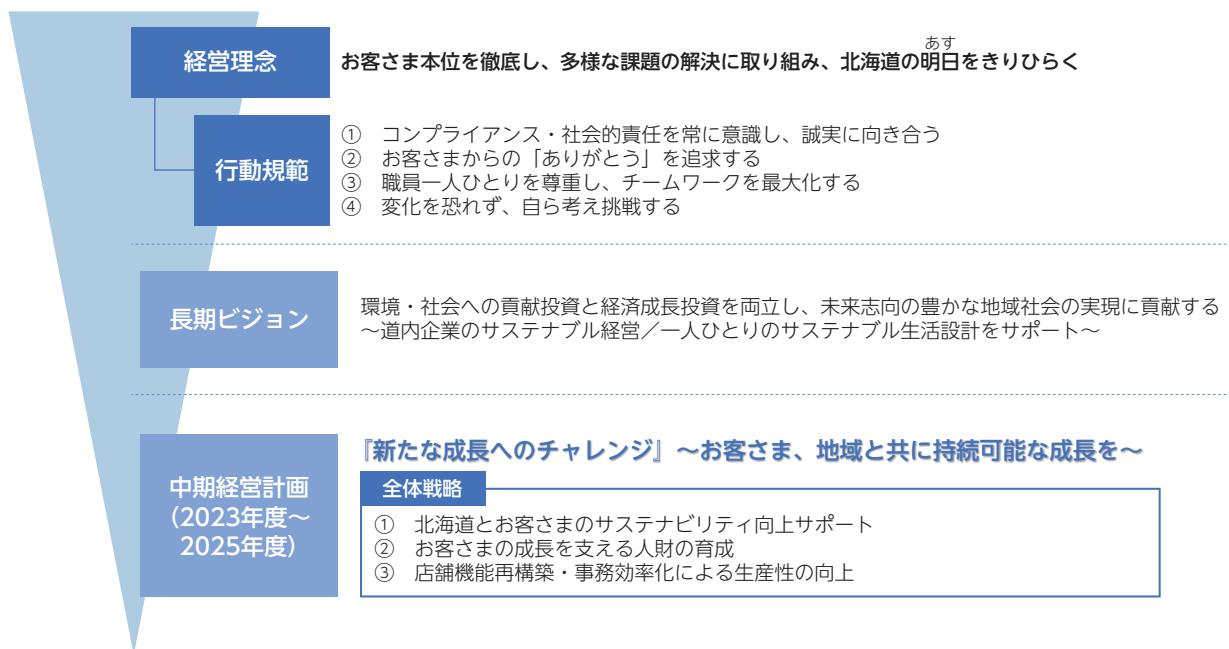
<対処すべき課題>

当行グループが営業基盤とする北海道は、少子高齢化を伴う人口減少の加速や後継者不在による事業所数の減少などの課題を抱える一方で、再生可能エネルギーなどのGX（グリーントランスフォーメーション）や次世代半導体製造企業の進出など、産業構造の変革への節目にあります。

金融業界においては、日本銀行の金融政策変更のほか、デジタル化の急速な進展やそれらに伴う異業種の参入、CO₂排出量削減をはじめとする環境課題への対応、人生100年時代と言われる老後の長期化を見据えた資産形成ニーズの高まりなど、業界を取り巻く環境も刻一刻と変化しており、対応すべき多くの課題に直面しています。

このような大きな変化と多くの課題を抱える環境下において、当行グループは、果たすべき役割・使命を明確化した経営理念のもと、昨年度より中期経営計画「『新たな成長へのチャレンジ』～お客さま、地域と共に持続可能な成長を～」(計画期間2023年4月～2026年3月)をスタートしております。中期経営計画で掲げている3つの全体戦略【①北海道とお客さまのサステナビリティ向上サポート ②お客さまの成長を支える人財の育成 ③店舗機能再構築・事務効率化による生産性の向上】をベースにお客さま本位を実践し、当行の企業価値の向上（社会的価値と経済的価値の両立）を目指してまいります。

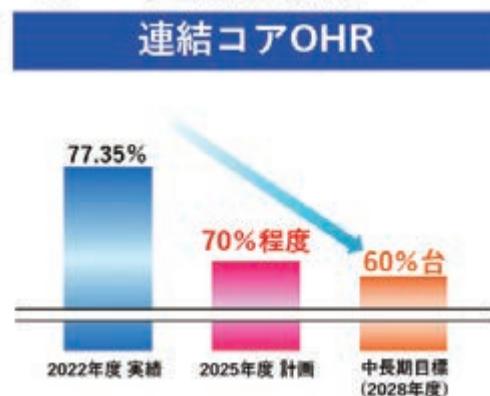
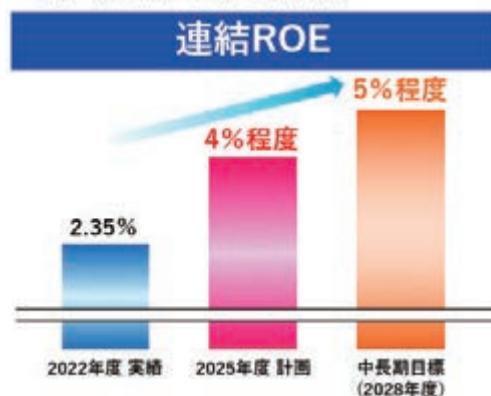
【当行による価値創造】



【個別戦略】

法人	事業性理解を発展させ、お客さまの事業成長の提案や成長分野への投融資促進、経営改善をサポート
個人	顧客理解に基づくコンサルティングを強化し、一人ひとりのサステナブル生活設計をサポート
地域	地域と連携した新産業・成長産業の取組みを強化し、道内投資の促進と道内消費を呼び込む
人財	「地域社会のサステナビリティを支える人財」の創出を通して、人的資本経営を実践
デジタル	窓口/後続事務のデジタル化の実現、利便性の高いサービス提供と事務効率化によるローコスト化

【計数計画】

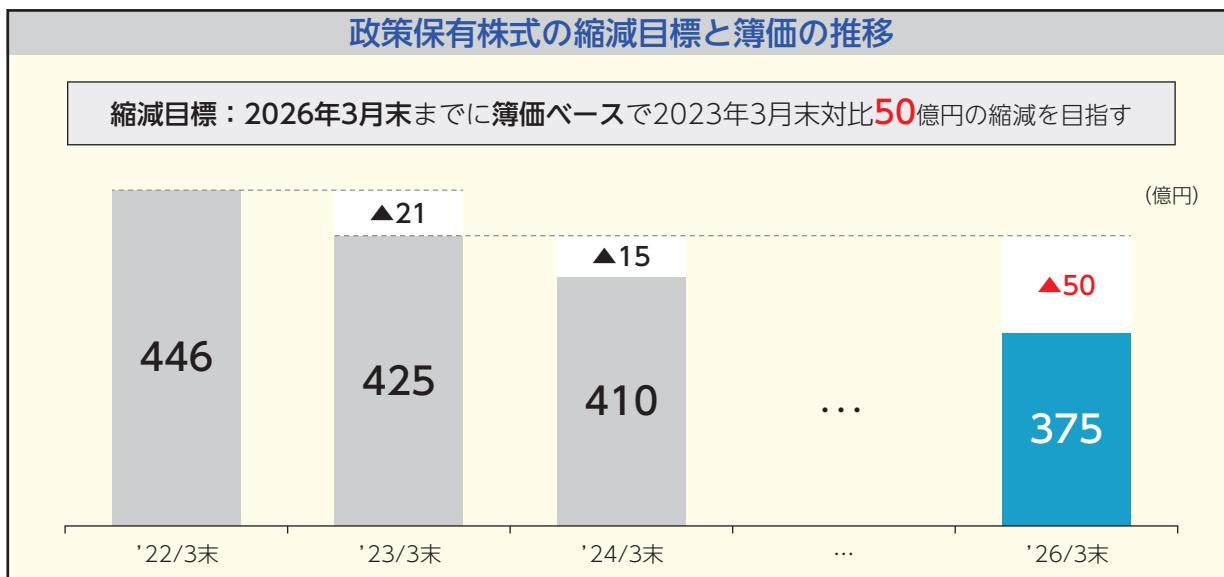


$$\text{※コアOHR} = \frac{\text{経費 (除く臨時処理分)}}{\text{業務粗利益 (除く国債等債券関係費用)}} \times 100$$

<ご参考> 政策保有株式の縮減状況

当行は、政策保有株式の縮減を進める観点から、政策保有株式を2026年3月末までに簿価で2023年3月末対比50億円縮減する目標を定め、2023年11月に公表しております。

なお、2024年3月末時点における政策保有株式は、2023年3月末対比、簿価で15億円縮減しております。



(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	9,908,304	10,570,550	10,832,981	10,920,256
定期性預金	1,886,855	1,849,281	1,792,012	1,724,113
その他	8,021,449	8,721,268	9,040,969	9,196,142
貸 出 金	7,424,406	7,420,532	7,762,579	7,549,856
個人向け	1,960,324	2,034,867	2,136,445	2,227,407
中小企業向け	2,112,279	2,114,580	2,115,845	2,040,487
その他	3,351,803	3,271,085	3,510,288	3,281,961
商 品 有 価 証 券	3,711	2,576	1,975	1,765
有 価 証 券	1,504,582	1,484,796	1,589,448	2,383,389
国 債	490,219	437,109	405,503	732,581
その他	1,014,362	1,047,687	1,183,944	1,650,807
総 資 産	11,823,850	13,511,805	12,485,921	13,202,957
内 国 為 替 取 扱 高	123,804,309	130,711,384	137,771,682	133,587,419
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,887	百万ドル 2,362	百万ドル 2,429	百万ドル 1,853
経 常 利 益	14,119	17,852	17,835	17,714
当 期 純 利 益	8,815	11,076	10,507	12,819
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	22円68銭	28円51銭	27円26銭	33円30銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	128,277	124,461	126,734	133,114
経常利益	15,767	19,247	17,312	18,605
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,422	11,756	9,647	12,830
包括利益	35,241	△15,380	△9,099	44,180
純資産額	440,636	421,072	407,324	447,520
総資産	11,857,562	13,543,823	12,520,974	13,244,574

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2021年度より割賦販売取引の売上高および売上原価の計上基準を変更しており、2020年度については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,593人
平均年齢	43年 2月
平均勤続年数	19年 5月
平均給与月額	401千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります (時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末	
	国内部門	国際部門
使用人数	2,543人	50人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道	170	(7)
東 京 都	1	(-)
合 計	171	(7)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3カ所、店舗外現金自動設備を387カ所設置しております。

- 当年度新設営業所
該当ありません。
- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,051
---------	-------

- 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,853
営業店施設等	428

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業 務	1988年 6月28日	100	4.34	—
北洋証券株式会社	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	証 券 業	1938年 2月11日	3,000	100.00	—
株式会社北海道共創 パートナーズ	札幌市中央区大通西 三丁目7番地	コンサルティング業、 人材紹介業、 M&Aアドバイザリー業	2017年 9月27日	49	100.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結される子会社および子法人等は上記6社であります。

ハ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連575（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行との提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
安田光春	取締役頭取（代表取締役） グループ会社統括 秘書室、リスク管理部 担当	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	
長野実	取締役副頭取（代表取締役） 法務コンプライアンス部、 市場営業部、公務金融部 担当	北海電気工事株式会社 社外取締役 中道リース株式会社 社外監査役	
増田仁志	専務取締役 本店営業部（本店長委嘱）		
津山博恒	常務取締役 経営企画部、人事部、システム部、 事務企画部 担当		
山田明	取締役 法人推進部（同部長委嘱）、 ソリューション部（同部長委嘱）、 地域産業支援部、融資部、 国際部 担当		
米田和志	取締役 営業店サポート部（同部長委嘱）、 デジタル・マーケティング部、 リテール推進部、ローン統括部、 アドバイザー部 担当		
西田直樹	取締役（社外役員）	株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構 社外取締役	(注) 1
谷口雅子	取締役（社外役員）	監査法人銀河 代表社員	(注) 1
神戸俊昭	取締役（社外役員）	弁護士法人神戸・万字・福田法律 事務所 代表社員 日本グランド株式会社 社外取締役	(注) 1
田原咲世	取締役（社外役員）		(注) 1

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
押野 均	常勤監査役		
竹内 巖	常勤監査役	北海道電力株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社カナモト 社外監査役	
窪田 毅	常勤監査役 (社外役員)		(注) 1
和田 健夫	監査役 (社外役員)		(注) 1,2
石井 吉春	監査役 (社外役員)	株式会社苫東 取締役会長	(注) 1

(注) 1. 取締役西田 直樹氏、谷口 雅子氏、神戸 俊昭氏、田原 咲世氏ならびに監査役窪田 毅氏、和田 健夫氏、石井 吉春氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。

2. 監査役和田 健夫氏は、過去に小樽商科大学において総務・財務担当理事を務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
小林良輔	常務執行役員	人事部審議役委嘱
石川裕也	常務執行役員	営業店サポート部審議役委嘱
野際 齊	常務執行役員	経営企画部長委嘱
栗尾史郎	常務執行役員	監査部長委嘱
宮原正宏	常務執行役員	人事部長委嘱
石田裕一	執行役員	公務金融部長委嘱
水本健一	執行役員	旭川中央支店長兼神楽支店長兼大雪通支店長委嘱
林和則	執行役員	苫小牧中央支店長兼苫小牧北支店長委嘱
吉野弘隆	執行役員	リスク管理部長委嘱
河瀬和也	執行役員	東京支店長委嘱
牧田知也	執行役員	釧路中央支店長兼鳥取支店長委嘱
三宅大輔	執行役員	小樽中央支店長兼手宮支店長委嘱
中地大介	執行役員	北見中央支店長兼留辺蘂支店長委嘱
今木賢人	執行役員	函館中央支店長兼末広町支店長委嘱
佐藤光輔	執行役員	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等
 <当事業年度に係る報酬等の総額等>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等 の総額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (うち社外取締役)	14名 (6名)	267 (38)	219 (38)	－ (－)	48 (－)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	61 (27)	61 (27)	－ (－)	－ (－)
計 (うち社外役員)	19名 (9名)	328 (66)	280 (66)	－ (－)	48 (－)

(注) 1. 当行は業績連動報酬および非金銭報酬として取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、本表では、同制度に係る費用計上額を非金銭報酬等の欄に記載しております。なお、取締役の「賞与」については、2008年度以降支給しておりません。

2. 当行の「業績連動型株式報酬制度」の内容

- (1) 本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。
- (2) 当行は、取締役に対し、役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」を付与します。1ポイントは当行株式1株とし、取締役は退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。付与するポイント数は、取締役会にて制定した「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に定める、役位に応じた株式報酬基準額・業績指標・業績連動係数に基づき算定します。ただし、1事業年度あたりのポイントの総数の上限は600,000ポイントとします。
- (3) 本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、「親会社株主に帰属する当期純利益」（ウェイト50%）と「当行単体の経常利益」（ウェイト50%）であり、当該業績指標の実績は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2022年度	2023年度	増減
親会社株主に帰属する当期純利益	96	128	31
当行単体の経常利益	178	177	△1

- (4) 当該業績指標として「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由は、当行の業績連動配当制度においても採用している最も重要な指標であるためであり、「当行単体の経常利益」を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切であると判断したためであります。

3. 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 2012年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、取締役の報酬は年額340百万円以内、監査役の報酬は年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は4名ですが、当該決議は、2012年10月1日付札幌北洋ホールディングスとの合併に伴い、取締役を14名に、監査役を5名に増員することを前提としております。
- (2) 2018年6月26日開催の第162期定時株主総会において、上記(1)とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象に業績連動型株式報酬制度を導入しており、その限度額について、連続する3事業年度（ただし当初対象期間は2事業年度）からなる対象期間ごとに、300百万円（当初対象期間は200百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名です。
- (3) 2015年6月25日開催の第159期定時株主総会において、報酬枠（上記(1)とは別枠にて年額100百万円以内）を決議いただいた株式報酬型ストック・オプション制度につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は11名です。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当行では、取締役会にて制定した「指名・報酬等経営諮問委員会規程」に基づき、独立社外役員が委員の過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬等経営諮問委員会にて、基本報酬につき個人別の報酬額等を決定しております。

- (1) 指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役会にて制定した「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において、取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限を委任されております。
- (2) これらの権限を指名・報酬等経営諮問委員会に委任した理由は、独立社外役員の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役の個人別の報酬額等の決定における透明性・公正性を高めるためであります。
- (3) 当該委任を受けた者の氏名等（当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額等を決定した日における指名・報酬等経営諮問委員会委員の氏名等） ※（ ）内はその時点の地位等

島本 和明（委員長、社外取締役）	安田 光春（取締役頭取）	長野 実（取締役副頭取）
西田 直樹（社外取締役）	谷口 雅子（社外取締役）	佐々木 麻希子（社外取締役）
窪田 毅（社外監査役）	和田 健夫（社外監査役）	石井 吉春（社外監査役）

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等>

- イ) 当行では、取締役会にて「取締役報酬規程」「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」「指名・報酬等経営諮問委員会規程」等を定め、当該方針を決定しております。
- ロ) 「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい優秀な人材の確保・維持ならびに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能するものとし、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
- ハ) 取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限は指名・報酬等経営諮問委員会が有しております。取締役会は、取締役の役位に応じた支給上限額等を定めるとともに、同委員会の過半数を独立社外役員とし、その委員長を独立社外取締役とするなど、これらの権限が適切に行使されるための措置を講じており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- 二) 取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。
- (1) 「基本報酬」
- ① 役位に応じた業務執行の役割・責任に対する「基本給」および「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ② 基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。
- (2) 「賞与」
- ① 株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。
 - ② 株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
 - ③ 個別の支給額は、取締役報酬規程に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ④ 株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

(3) 「業績連動型株式報酬」

- ①取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。
- ②取締役に付与する個別のポイント数は、「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定める役位に応じた株式報酬基準額ならびに業績指標・業績連動係数に基づき、毎事業年度における業績目標の達成度に応じて算定します。
- ③株式報酬基準額は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしております。また、取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
- ④原則、個別のポイントの付与は毎年6月に行い、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等は取締役退任後に行うこととしております。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定めております。

<各会社社員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針等（前記の事項を除く）>

- イ) 監査役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ロ) 個別の支給額は、「監査役報酬規程」に定める支給上限額を上限として、監査役の協議により決定します。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
西 田 直 樹	・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
谷 口 雅 子	
神 戸 俊 昭	
田 原 咲 世	
和 田 健 夫	・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
石 井 吉 春	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当行の取締役および監査役ならびに執行役員	<ul style="list-style-type: none">・当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当行が負担しております。・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
西田直樹(取締役)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外取締役
谷口雅子(取締役)	監査法人銀河 代表社員
神戸俊昭(取締役)	弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員 日本グランデ株式会社 社外取締役
田原咲世(取締役)	該当ありません
窪田毅(監査役)	該当ありません
和田健夫(監査役)	該当ありません
石井吉春(監査役)	株式会社苫東 取締役会長

(注) 上記の兼職先のうち、谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河、神戸俊昭氏が代表社員を務める弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所および同氏が社外取締役を務める日本グランデ株式会社、石井吉春氏が取締役会長を務める株式会社苫東は、当行との間に通常の営業取引がありますが、本招集ご通知の株主総会参考書類に記載の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）に該当する先ではなく、また開示すべき特別の関係もありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言の他の活動状況
西田直樹 (取締役)	3年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・出席した会議等において、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。また、営業店への臨店において、支店長や職員との直接対話による意見交換を行っております。
谷口雅子 (取締役)	3年9月	当期開催の取締役会14回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・「取締役会」の議長ならびに「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員長を務め、円滑な議事進行と建設的かつ深度ある議論ができる環境整備を主導しております。また、「部店長会議」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会にも出席しております。 ・税理士や諸団体の要職を歴任した豊富な経験と財務・企業会計に関する専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、財務リスク等の観点から当行の健全性確保に資する発言を行うとともに、種々の会計規則等に基づく助言と提言を行っております。また、営業店への臨店において、支店長や職員との直接対話による意見交換を行っております。
神戸俊昭 (取締役)	9月	選任後の当期開催の取締役会11回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・法曹業界における豊富な経験と専門的知見を活かし、コンプライアンスの在り方や企業法務実務を通じた経営に関する提言を行うなど、経営に対する実効性の高い監督や意思決定の妥当性確保に貢献しております。また、営業店への臨店において、支店長や職員との直接対話による意見交換を行っております。
田原咲世 (取締役)	9月	選任後の当期開催の取締役会11回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者や監査役との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・社会保険労務士の業務に長年従事した豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行の人財育成やダイバーシティへの取組みにおける助言や提言を行っております。また、営業店への臨店において、支店長や職員との直接対話による意見交換を行っております。

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
窪田 毅 (監査役)	4年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤監査役として、取締役会・監査役会のほか、「部店長会議」「業務運営会議」等の重要会議および代表者や内部監査部門・会計監査人等との意見交換会に出席するとともに「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・北海道副知事を務めた豊富な経験と専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。
和田 健夫 (監査役)	3年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・財務および大学経営に携わった豊富な経験と学識経験者としての専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。
石井 吉春 (監査役)	3年9月	<p>当期開催の取締役会14回全てに出席しております。</p> <p>当期開催の監査役会16回全てに出席しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会・監査役会のほか、代表者や会計監査人等との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・金融機関や事業会社経営の豊富な経験と地域・公共政策等に関する専門的知見を活かし、客観的かつ実効性の高い監査を遂行するとともに、出席した会議等において、経営の健全性確保に資する発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9名	66	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 1,450,000,000株
発行済株式の総数 399,060,179株

(2) 当年度末株主数 25,273名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,457,600 株	10.47 %
日本生命保険相互会社	30,954,500	8.01
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	8.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,322,800	7.07
北海道電力株式会社	23,247,000	6.02
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	14,544,636	3.76
大樹生命保険株式会社	11,132,000	2.88
第一生命保険株式会社	8,942,000	2.31
北洋銀行職員持株会	7,794,354	2.01
ビーエヌワイエム アズ エー ジー テイ クライアンツ ノン トリー ティー ジヤス デック	7,249,344	1.87

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式を12,952,068株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類および種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	2人	普通株式 77,900株
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式について記載しており、退任した会社役員に対して交付した株式も含めて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の数：186個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 18,600株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月16日から2045年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：53,300円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	2名
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の数：358個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 35,800株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から2046年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：26,700円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	2名
取締役 (社外取締役を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の数：250個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 25,000株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から2047年7月14日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：34,800円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされておられません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 森本 洋平 指定有限責任社員 新村 久	76	・当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法および非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度にかかるアドバイザリー業務について対価を支払っております。 ・報酬等について監査役会が同意した理由(注)3

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は99百万円です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。
- この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。

8 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。

10 会計参与に関する事項
該当ありません。

11 その他
該当ありません。

第168期末（2024年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現 預 金	3,059,555	預 当 座 預 金	10,920,256
現 預 け	92,544	当 普 通 預 金	603,792
コ ー ル 口 一	2,967,011	普 貯 蓄 預 金	8,249,160
買 入 金 債 権	542	通 知 期 預 金	220,936
商 品 有 価 値 証 券	13,770	定 額 預 金	11,775
商 品 国 債 債 券	1,765	そ の 他 の 預 金	1,724,113
商 品 地 方 債 券	109	譲 渡 性 の 預 金	110,477
有 価 値 証 券	1,655	債 権 借 取 引 受 入 担 保	188,789
国 債 債 券	2,383,389	借 借 入	599,643
地 方 債 券	732,581	外 国 為 替 金	911,147
短 期 社 債 債 券	852,266	売 未 渡 払 外 国 為 替	335
株 式 債 券	4,997	そ の 他 の 負 替 債	59
そ の 他 の 証 券	475,032	未 決 払 法 為 替 税	275
貸 出 金	187,628	未 前 払 受 取 費	698
割 引 手 貸 付 形	130,881	未 前 金 融 派 生 商 品 等 受 入 担 保	1,952
手 証 書 貸 付 付 越 替	7,549,856	金 融 商 品 一 他 の 負 債	1,959
当 座 貸 付 越 替	12,818	賞 株 退 職 貯 蓄 引 当 金	2,323
外 国 他 店 預 け 替 債	12,818	ポ ー ト フ ォ ー 支 払 延 税 引 当 金	22,217
外 買 入 外 国 為 替 資 産	151,502	再 支 払 延 税 引 当 金	2,323
そ の 他 の 資 産	6,716,380	負 債 の 部 合 計	12,773,797
未 決 済 為 替 費 用	669,154	資 本 剰 余 金	121,101
未 前 払 取 収 品 差 入 担 保 金	5,814	資 本 剰 余 金	50,015
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	5,759	そ の 他 の 資 本 剰 余 金	14
そ の 他 の 資 産	54	利 益 剰 余 金	190,915
有 形 固 定 資 産	74,752	利 益 剰 余 金	9,546
建 物 地 産 定 資 産	687	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	181,368
土 地 産 定 資 産	3,000	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	904
建 設 仮 勘 定 資 産	6,062	繰 上 償 却 利 益 剰 余 金	180,464
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	27,242	自 己 株 式	△3,925
無 形 固 定 資 産	293	株 主 資 本 合 計	358,105
ソ フ ト ウ ェ ア	37,466	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	67,503
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	68,630	土 地 再 評 価 差 額 金	3,522
前 払 年 金 費 用	28,873	土 地 再 評 価 差 額 等 計	71,025
支 払 承 諾 見 返 金	31,552	新 株 予 約 権	28
貸 倒 引 当 金	2,671	純 資 産 の 部 合 計	429,159
資 産 の 部 合 計	13,202,957	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,202,957

第168期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,060,635	預 金	10,915,046
コールローン及び買入手形	542	譲 渡 性 預 金	177,789
買 入 金 銭 債 権	13,770	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	599,643
商 品 有 価 証 券	1,765	借 用 金	926,147
有 価 証 券	2,385,288	外 国 為 替	335
貸 出 金	7,487,752	そ の 他 負 債	87,533
外 国 為 替	5,814	賞 与 引 当 金	1,470
リース債権及びリース投資資産	58,312	株 式 給 付 引 当 金	163
そ の 他 資 産	119,648	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,335
有 形 固 定 資 産	70,623	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,010
建 物	28,978	ポ イ ン ト 引 当 金	345
土 地	31,552	特 別 法 上 の 引 当 金	19
リ ー ス 資 産	1,735	繰 延 税 金 負 債	19,107
建 設 仮 勘 定	474	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,797
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	7,882	支 払 承 諾	65,308
無 形 固 定 資 産	18,735	負 債 の 部 合 計	12,797,053
ソ フ ト ウ ェ ア	18,372	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	362	資 本 金	121,101
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,408	資 本 剰 余 金	74,751
繰 延 税 金 資 産	535	利 益 剰 余 金	176,889
支 払 承 諾 見 返	65,308	自 己 株 式	△3,921
貸 倒 引 当 金	△45,568	株 主 資 本 合 計	368,821
資 産 の 部 合 計	13,244,574	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	70,001
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,522
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	307
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	73,831
		新 株 予 約 権	28
		非 支 配 株 主 持 分	4,840
		純 資 産 の 部 合 計	447,520
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,244,574

第168期 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収入			133,114
貸出証券利息及び入金利息		71,559	
貸出証券利息及び入金利息		57,994	
貸出証券利息及び入金利息		12,121	
貸出証券利息及び入金利息		24	
貸出証券利息及び入金利息		1,218	
貸出証券利息及び入金利息		200	
貸出証券利息及び入金利息		27,838	
貸出証券利息及び入金利息		25,301	
貸出証券利息及び入金利息		8,415	
貸出証券利息及び入金利息		4	
貸出証券利息及び入金利息		8,410	
経常費用			114,509
貸出証券利息及び入金利息		1,075	
貸出証券利息及び入金利息		179	
貸出証券利息及び入金利息		6	
貸出証券利息及び入金利息		△22	
貸出証券利息及び入金利息		187	
貸出証券利息及び入金利息		304	
貸出証券利息及び入金利息		418	
貸出証券利息及び入金利息		0	
貸出証券利息及び入金利息		12,436	
貸出証券利息及び入金利息		25,650	
貸出証券利息及び入金利息		67,063	
貸出証券利息及び入金利息		8,282	
貸出証券利息及び入金利息		5,255	
貸出証券利息及び入金利息		3,026	
経常利益			18,605
固定資産処分益		155	155
固定資産処分損失		390	472
固定資産処分損失		81	
税金等調整前当期純利益			18,288
法人税、住民税等		6,113	
法人税		△696	
当期純利益			5,417
当期中途株主に帰属する当期純利益			12,871
非親会社株主に帰属する当期純利益			41
親会社株主に帰属する当期純利益			12,830

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	本	洋	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	村		久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員	公認会計士	森	本	洋	平
業務執行社員					
指定有限責任社員	公認会計士	新	村		久
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社北洋銀行 監査役会

常勤監査役 押野 均 ㊟

常勤監査役 竹内 巖 ㊟

常勤社外監査役 窪田 毅 ㊟

社外監査役 和田 健夫 ㊟

社外監査役 石井 吉春 ㊟

以上

株主総会会場のご案内

会場

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」



交通のご案内

JR

札幌駅から徒歩7分

地下鉄

大通駅から徒歩5分

札幌駅前通地下歩行空間

8番出口から徒歩3分

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

